

岬町告示第3号

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更し、令和7年4月1日から施行するので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和7年1月17日

岬町長 田代 堯

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約（平成11年岬町告示第68号）の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「阪南市長」を「泉南市長」に改め、同条第2項中「阪南市長」を「泉南市長」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第6条第2項中「泉南市」を「阪南市」に、「阪南市」を「泉南市」に改める。

第7条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

第8条中「阪南市長」を「泉南市長」に、「阪南市議会」を「泉南市議会」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第9条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

第10条第1項中「阪南市」を「泉南市」に、「泉南市」を「阪南市」に改め、同条第2項中「阪南市」を「泉南市」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第11条及び第12条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

附則第4項中「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（平成28年岬町告示第2号）」を「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（令和7年岬町告示第3号）」に改め、同項第7号を次のように改める。

（7） 泉南市文書規程（令和6年泉南市訓令第4号）

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。